

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに越前市市税賦課徴収条例第45条の規定により、貴事業所を市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定します。「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書」に基づき、各納税義務者の給与から天引きして納入してください。特別徴収の取扱いや通知書の見方は越前市ホームページをご確認ください。

◆同封物

- ・ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)
- ・ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書(納税義務者用) ※書面受取のみ
- ・ 納入書 ※電子納税利用者以外の希望者のみ
- ・ 総括表・仕切紙 ※書面受取のみ
- ・ 各種チラシ

環境負荷の軽減及び電子化の推進等により、本年度から様式集「特別徴収のしおり」の配布を控えさせていただきます。各種届出につきましては、eLTAXによる電子申請をご利用いただくか、越前市ホームページからダウンロードして郵送または税務課窓口へご提出ください。なお、いずれの方法も困難である場合は税務課までお問い合わせください。

◆特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)について

特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)は事業所様用の税額通知書です。
受取方法は、「電子(正本)」か「書面」のいずれかです。

★ 受取方法が【電子データ】の事業所様

給与支払報告書を提出する際、受取方法を【電子データ】と選択した事業所様は、税額通知が eLTAX に格納されています。設定されたメールアドレスに税額通知を確認するための保護キーを送付していますので、ご確認ください。

☆ 受取方法が【書面】の事業所様

給与支払報告書を提出する際、受取方法を【書面】と選択した、または紙や光ディスクで提出した事業所様は、郵送にて通知します。

1月31日までに受理した給与支払報告書、4月18日までに受理した給与所得者異動届出書等の内容をもとに作成しています。これ以降に受理した報告書や届出書等は、6月中旬以降に送付の税額変更通知書に反映されます。また、今回の通知に確定申告等の内容が反映されていない場合があります。特別徴収税額に変更があった場合は、同様に6月中旬以降に税額変更通知書を送付します。

◆特別徴収税額通知書(納税義務者用)について

特別徴収税額通知書(納税義務者用)は従業員様用の税額通知書です。

受取方法は、圧着用紙による書面(紙媒体)の他に、電子データでの受け取りが可能となりました。

※電子と書面のいずれの場合も通知書は再発行することができませんのでご注意ください。

★ 受取方法が【電子データ】の事業所様

「電子データを eLTAX で受け取る」と選択された事業所様は、eLTAX に格納された通知書ファイル(ZIP ファイル)とパスワード確認方法の案内ファイル(PDF ファイル)をダウンロードし、各納税義務者(従業員様)へ通知してください。なお、システム処理の集中等により特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)よりも遅れて届く場合がありますので予めご了承ください。

☆ 受取方法が【書面】の事業所様

「書面を郵送で受け取る」と選択された事業所様は、圧着用紙の【書面(紙媒体)】を同封しています。

5月末日までに各納税義務者(従業員様)にお渡しください。

◆特別徴収税額通知(特別徴収義務者用及び納税義務者用)の受取方法を変更したい場合

年度の途中で、受取方法を変更したい場合は、「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」を提出してください。なお、受取方法を変更できるのは変更申出書が提出された月の翌月分からです。すでに送付された税額通知書については、変更後の受取方法で再発行はできませんのでご注意ください。

(裏面につづく)

◆納入について

特別徴収税額が変更となった場合は、今回送付した納入書の金額を訂正してご納入ください。変更の都度、納入書は送付いたしません。納入書の金額訂正方法は越前市ホームページに掲載しています。なお、総括表に納入書が必要と選択された場合でも電子納税をご利用の事業所様には送付しておりません。納入書が追加で必要な場合は、越前市ホームページから作成・ダウンロードしてください。

◆特別徴収対象者に異動（追加・退職等）がある場合

以下の届出書を速やかにご提出ください。

- ・ 特別徴収者を追加したい場合 … 特別徴収への切替申請書
- ・ 退職・休職者等がいる場合 … 給与所得者異動届出書

【注意事項】

- ・ 4/19～5/20 に受け付けた申請・届出書は、6月中旬に変更通知書を送付予定です。その際、追加の場合の特徴開始月は「7月」からになります。
 - ・ 5/21～6/30 に受け付けた申請・届出書は、7月中旬に変更通知書を送付予定です。その際、追加の場合の特徴開始月は「8月」からになります。
- ※ただし7月から開始を希望する場合は切替申請書の備考欄にその旨を記載してください。

◆各種届出について

- ・ 各種届出及び納入は、eLTAXによる電子申請及び電子納入が便利です。詳しくは、地方税共同機構のホームページをご参照ください。
<https://www.lta.go.jp> ヘルプデスク:0570-081459
- ・ 各届出様式は越前市ホームページからダウンロード可能です。(電子メール・FAXでの提出不可)
<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/050/tokutyo.html>

【掲載様式】

・ 給与所得者異動届出書(退職・転勤等)	・ ゆうちょ銀行・郵便局に係る指定通知書
・ 特別徴収への切替申請書	・ 特別徴収税額通知受取方法変更届出書
・ 所在地・名称変更届出書	・ 納期の特例に関する申請書
・ 退職所得に係る市県民税納入内訳書	・ 納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
・ 給与支払報告書(総括表・仕切紙)	等



越前市ホームページ
「市民税・県民税の給与による特別徴収について」

令和7年4月より、納期の特例に関する申請書及び要件を欠いた場合の届出書の申請が eLTAX により可能となりました。

◆外国人を雇用する事業所様へ

外国人を雇用する場合、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。
退職・帰国(出国)する際は、住民税の納め忘れがないよう、以下の手続きをお願いいたします。

- ・ 残りの未徴収税額の一括徴収
退職時に支給する給与や退職金から残りの未徴収税額を一括徴収することができます。
※1月～5月退職の場合、一括徴収が義務付けられています。
- ・ 納税管理人の選任
普通徴収に切り替え後の未徴収税額について、出国する前に、日本に居住する人の中から、代わりに納税手続きを行う納税管理人の届出にご協力をお願いいたします。納税管理人は事業所様を選任することができます。新年度の予定納税額の通知が可能な場合がありますので税務課までご相談ください。

◆定額減税について

合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(※)がいる方は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が実施されます。(※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方。)

- ・ 給与からの特別徴収の方法
定額減税の対象者については、定額減税「後」の税額を月割りして6月から徴収します。
変更通知書には、定額減税後の税額を記載していますので、記載の金額通り給与から天引きしてご納付ください。
徴収月および徴収額については、市・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。



越前市ホームページ
「個人市・県民税の定額減税について」